

# 介護事業所等の指定申請等の 「電子申請届出システムの開始」 について



# 介護保険サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について

老発0929第4号  
令和4年9月29日

都道府県  
各 介護保険主管部（局）長 殿  
市区町村

厚生労働省老健局長  
（公印省略）

## 介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について

社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の中間取りまとめ（令和元年12月）及び規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システムの整備に取り組むこととされていることを踏まえ、厚生労働省は、令和3年度に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築しました。

このシステムは、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）第6条の電子情報処理組織による申請等に関する規定を踏まえて整備したものであり、システムの活用により、同法で明確化された「デジタル三原則」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）で示されている行政手続のオンライン化の推進、ワンストップサービ

厚生労働省より発出されています、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行うことを可能とする観点から、厚生労働省において「電子申請届出システム」の整備が進められており、三木市でも令和6年4月より運用を開始します。





# 電子申請届出システムによるメリット

電子申請届出システムによる申請・届出には、以下のメリットがあります。

- ・ 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます。
- ・ 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力でき、そのまま地方公共団体に提出ができます。また、申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能となります。
- ・ 添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます。



# 本市での運用開始時期など

## 〈運用開始時期〉

三木市では、令和6年4月より運用開始します。

## 〈受付可能な電子申請・届出の種類〉

電子申請システムにより受付可能な申請・届出の種類は以下のとおりです。

- ・ 新規指定申請
  - ・ 指定更新申請
  - ・ 変更届出
  - ・ 加算届出
  - ・ 廃止・休止届出
  - ・ 再開届出
- ・ ・ ・ etc



# システムの利用にあたって① ～申請画面～

## 事業者画面

### 新規指定申請の流れ<第1号様式入力画面>

「第1号様式入力」画面にて、第1号様式の情報を入力します。

19

## 事業者画面

### 新規指定申請の流れ<第1号様式入力画面>

「第1号様式入力」画面にて、第1号様式の内容を登録します。

指定（許可）申請対象事業等（該当事業に✓を入力）	指定（許可）申請する事業等の開始予定年月日	様式
<input type="checkbox"/>	入力例：2021/01/01	付表1
<input type="checkbox"/>		付表2
<input type="checkbox"/>		付表3
<input type="checkbox"/>		付表4
<input type="checkbox"/>		付表5
<input type="checkbox"/>		付表6
<input type="checkbox"/>		付表7
<input type="checkbox"/>		付表8
<input type="checkbox"/>		付表9
<input type="checkbox"/>		付表10
<input type="checkbox"/>		付表11
<input type="checkbox"/>		付表12



# システムの利用にあたって②

## ～申請画面～

### 事業者画面

### 新規指定申請の流れ<第1号様式入力画面>

様式入力画面にて、第1号様式の内容を登録します。

する事業 用・施設 の種類	介護老人福祉施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表13
	介護老人保健施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表14
	介護老人福祉施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表15
	介護予防施設(入浴介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表2
	介護予防施設(居宅介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表3
	介護予防施設(認知・リハビリテーション)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表4
	介護予防施設(居宅介護管理指導)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表5
	介護予防施設(認知・リハビリテーション)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表7
	介護予防施設(居宅介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表8
	介護予防施設(居宅介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表9
	介護予防施設(特定施設入居者生活介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表10
	介護予防施設(福祉用具貸与)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表11
	介護予防施設(福祉用具貸与)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表12
介護提供事業所番号	<input type="text"/>				(すでに指定申請許可を扱っている場合)
医療機関コード等	<input type="text"/>				(関係医療機関として指定を扱っている場合)

第1号様式の情報入力部分

一時保存 **次へ** 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

「次へ」を押すと、「付表入力トップ」画面に移動します。

### 事業者画面

### 新規指定申請の流れ<付表入力トップ画面>

「付表入力トップ」画面では、「第1号様式入力」画面で入力した「指定(許可)申請対象事業等」の事業に応じて、入力対象の付表が表示されます。

### 介護サービス情報指定申請システム

① 新規指定申請

申請先選択 > 第1号様式入力 > **付表入力トップ** > 添付書類アップロード > 確認

#### 付表入力トップ

指定許可を扱うようになっている事業の申請には、以下の付表の提出が必要となります。各付表に情報を入力してください。申請しようとしているすべての事業が「入力済み」になると「次へ」ボタンがアクティブになります。

申請しようとしている事業	提出が必要な付表	入力状況
訪問介護	付表1(訪問介護)	入力済
訪問(リハビリテーション)	付表4(訪問介護)	入力済
短期入居療養介護	付表1(短期入居者生活介護)	入力済

一時保存 **次へ** 戻る

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

「編集」を押し、「付表入力」画面に移動します。

# システムの利用にあたって③

## 〈GビズIDアカウントについて〉

●電子申請届出システムを利用するためには、GビズIDアカウントの取得は必須となります。

g BizIDプライム	会社代表、個人事業主向け
g BizIDメンバー	gBizIDプライム取得組織の従業員向け（複数作成可能）
GBizIDエントリー	事業しているなら誰でも

●電子申請届出システムで利用出来るGビズIDのアカウントの種類は「gBizIDプライム」と「gBizIDメンバー」です。

※「gBizIDエントリー」では利用できませんので、ご注意ください。



# システムの利用にあたって④

## 〈登記情報提供サービス〉

電子申請届出でシステムでの受付では、新規指定申請書等の際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受付を可能とします。

「登記情報提供サービス」の利用には登録が必要です。

※詳細は、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



# 運用開始にあたっての注意事項

## 〈利用準備〉

令和6年4月より、電子申請届出システムを利用した申請が原則化されます。

そのため、GビズIDアカウントの取得、登記情報利用サービスの利用登録等の事前準備を進めていただくようお願いします。



# 各種リンク先について

- 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- GビズIDの取得について（デジタル庁HP）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 登記情報提供サービスホームページトップ画面

<https://www1.touki.or.jp/geteway.html>

- 電子申請届出システムの画面イメージ（事業所側）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908038.pdf>

